

外貨定期預金規定

1. (預金の支払時期)

この預金は、満期日以降に利息とともに支払うものとします。

2. (利息)

(1) 満期日以降の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの期間について、解約日または書替継続日における当金庫所定の外貨普通預金の利率によって計算するものとします。

(2) この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの期間について当金庫所定の利率によって計算し、この預金とともに支払うものとします。

3. (相場・手数料)

この預金への預け入れ、または払戻しの際に適用される外国為替相場は、当金庫計算実行時における所定の外国為替相場とします。

4. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはありません。

(2) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章または署名により記名押印または署名のうえ提出するものとします。

5. (自動継続型の外貨定期預金)

(1) 外貨定期預金において、預金者があらかじめ申込時に自動継続扱いを指示した場合には、指示内容に従い満期日に前回と同一期間の預金に自動的に継続するものとします。自動継続された預金についても同様とします。

(2) 自動継続後の利率は継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

6. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

(1) 証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) 証書または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または証書の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(3) 証書を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

7. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届、その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金

庫は責任を負いません。

8. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および証書は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

9. (差引計算)

当金庫が弁済期の到来した債権を有しているときは、本規定による預金の期日のいかににかかわらず、当金庫はこの預金をいつでも当金庫所定の方法により相殺または弁済に充当することができるものとします。その場合、この預金は、相殺または弁済期充当時における当金庫所定の外国為替相場により、円貨または預金者の債務と同種の通貨に換算するものとします。

10. (保険事故発生における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとします。また当金庫所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して証書とともに当金庫に提出してください。
 - ② 複数の借入金等の債務（預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの）がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ③ 前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - ④ 第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する手数料等の支払は不要とします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当

金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

11. (成年後見人等の届け出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

12. (適用法令、裁判管轄権)

- (1) この預金取引の準拠法は、日本法とします。
- (2) この預金に関し紛争が生じた場合には、当金庫本支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以 上